

トカマクプラズマ統合コードの改良及び
開発に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

先進プラズマ研究部 先進プラズマモデリンググループ

1. 件名

トカマクプラズマ統合コードの改良及び開発に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、トカマクプラズマを総合的に予測するための統合コードの開発を進めている。

本仕様書は、この統合コードの改良及び開発並びにこれに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本作業に係る作業は、先進プラズマモデリンググループ所掌の居室にて実施すること。
具体的な作業は以下のとおり。

3.1 トカマクプラズマの統合シミュレーションコード（TOPICS, GOTRESS+）の改良及び開発、JT-60SA や ITER、原型炉等のトカマクプラズマを予測するための各種改良及び開発業務に係るものである。QST 職員の指示に従い、以下の作業を進めること。

- (1) コードに組み込まれている各種物理・制御モジュール（炉心プラズマ輸送、平衡、加熱・電流駆動、中性粒子輸送、不純物輸送、周辺プラズマ輸送等）に関する改良及び開発
- (2) コードに組み込まれている又は新たに組み込む複数の物理・制御モジュールの同一又は遠隔地にある单一又は複数の計算機を用いた連携計算手法の改良及び開発
- (3) 上記(1)(2)の計算の OpenMP や MPI を用いた並列化
- (4) コードの実行等を簡便に行えるユーザーインターフェースの改良及び開発
- (5) シミュレーションのデータを保存・可視化するためのツールの改良及び開発
- (6) コードに組み込まれている又は新たに組み込む、解析ツール及び各種データベースとのインターフェースの改良及び開発
- (7) プログラムソース及びシミュレーションのデータの管理

3.2 上記の改良、開発作業に必要な以下の作業等

- (1) マニュアルや作業報告書等の書類の収集、分析及び作成
- (2) 打合せへの参加及びその準備
- (3) 他部署との調整

3.3 その他上記の付随的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 理工学系（情報システムあるいは物理）の大学・大学院を卒業又は修了相当以上の知識を有すること。

- (2) コンピュータプログラム作成の経験を有すること。
- (3) コード開発に必要な英語の用語、文献を理解し、必要に応じて英語文書の作成が行えること。
- (4) 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（Microsoft 社 Word 及び Excel, PowerPoint）や TWiki を用いて文書を作成することが可能なこと。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究部 先進プラズマモデリンググループ
(茨城県那珂市向山 801 番地 1)
ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等
電話番号 029-277-5909 (グループリーダー)

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 先進プラズマ研究部 先進プラズマモデリンググループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 先進プラズマ研究部 先進プラズマモデリンググループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

- (1)就業時間：9時00分から17時30分まで（休憩時間 60 分を含む）
 - (2)休憩時間：12時から13時まで
- 必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

1 2. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 3. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

1 4. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは60歳以上の者に限定するか否かの別:

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」

1 5. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 6. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち(1)～(5)については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課)へ各1部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書(写)(契約後)
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号(契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書(契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類(契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 7. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 8. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命じることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていること、また、国際協力で進められる ITER 計画の極内機関及び BA 活動の実施機関に指定されていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは、直ちにQSTに連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよ

う最大の注意を払うこと。

- ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上